



令和7年度版

中小企業・小規模事業者のみなさまへ

融資のご案内

Support
your
Business

融資の特徴

事業を営む
ほとんどの方が
ご利用いただけます。

無担保・無保証人
での融資もお取り扱い
しています。

新たに事業を
始める方も
ご利用いただけます。

長期のご返済で、
お利息は
固定金利です。

※業種や経営内容等によってはご利用いただけない場合がございます。

ご利用いただける方	
一般貸付	事業を営むほとんどの業種の方

特別貸付	新たに事業を始める方・事業開始後おおむね7年以内の方	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方
	新事業活動に取り組む方	新たに第二創業（経営多角化、事業転換、新市場進出）を図る方など
	事業拡大・生産性向上等を図る方	卸・小売業、食品関係等の製造小売業、飲食サービス業、サービス業または一定の要件を満たす不動産賃貸業 ^(注2) を営む方であって、合理化・共同化等のための設備投資を行う方など
	事業承継・M&Aに取り組む方	事業承継の準備、事業承継時の株式や事業用資産の取得、または事業承継後に新たな取組みを行う方など
	社会的課題の解決を目的とした事業を営む方	NPO法人や、保育・介護サービスを営む方、または社会的課題の解決を目的とする事業を営む方
	海外展開を図る方	海外への直接投資・販売強化、海外企業への生産委託に取り組む方
	環境対策の促進を図る方	非化石エネルギー設備やグリーントランスフォーメーションに必要な設備を導入する方など
	一時的に業況が悪化している方	社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に業況が悪化している方
	事業の再建を図る方	取引企業など関連企業の倒産により経営に困難を来している方
	財務体質の強化を図る方	過去の大規模な災害、感染症等の影響を受け債務負担が重くなっている方
生活衛生貸付	生活衛生関係の事業を営む方	取引金融機関の支援や中小企業活性化協議会の関与などにより企業の再建を図る方
	生活衛生関係の事業を営む方 (飲食店営業、理容業、美容業、旅館業、クリーニング業の方など) ^(注6)	スタートアップや新事業展開・海外展開・事業再生に取り組む方など
振興事業貸付	振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方	

生活衛生貸付	生活衛生関係の事業を営む方
	振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方

(注1) 一般貸付について、表中のご返済期間を超えるお取り扱いをご希望の場合は、お近くの支店へお問い合わせください。
(注2) 中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に定めるまちづくり会社等に該当する方等に限ります。
(注3) 事業承継・集約・活性化支援資金、ソーシャルビジネス支援資金、取引企業倒産対応資金、危機対応後経営安定資金、企業再建資金、挑戦支援資本強化特別貸付は、他の融資制度の残高にかかわらず別枠でご利用いただけます。

融 資 制 度		融 資 限 度 額	ご 返 済 期 間	
			設備資金	運転資金
一般貸付 ^(注1)		4,800万円	10年以内	7年以内
		特定設備資金 7,200万円	20年以内	—
新企業育成 貸付	新規開業・スタートアップ支援資金	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	20年以内	10年以内
	女性、若者/シニア起業家支援関連			
	中小企業経営力強化関連			15年以内
	再挑戦支援関連			
新事業活動促進資金			7年以内	
企業活力 強化貸付	企業活力強化資金	7,200万円 ^(注3) (うち運転資金4,800万円)	20年以内	7年以内
	観光産業等生産性向上資金			
	事業承継・集約・活性化支援資金			10年以内
	ソーシャルビジネス支援資金			
	海外展開・事業再編資金			
環境・エネルギー 対策貸付	環境・エネルギー対策資金	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	20年以内	7年以内
セーフティネット 貸付	経営環境変化対応資金	4,800万円	15年以内	8年以内
	取引企業倒産対応資金	3,000万円 ^(注3)	—	
	危機対応後経営安定資金	7,200万円 ^(注3)		20年以内
企業再生貸付	企業再建資金	7,200万円 ^(注3)	20年以内	
資本性ローン (挑戦支援資本強化特別貸付) ^(注5)		7,200万円 ^(注3)	5年1ヵ月以上20年以内 (期限一括返済、利息は毎月払)	
一般貸付 (生活衛生貸付)		7,200万円～4億8,000万円 (業種によって異なります。)	13年以内 (業種またはお使いみちによって異なります。)	—
振興事業貸付 [設備資金]		1億5,000万円～7億2,000万円 (業種によって異なります。)	20年以内 (お使いみちによって異なります。)	—
振興事業貸付 [運転資金]		5,700万円	—	7年以内

(注4) 海外展開・事業再編資金は、一定の要件に該当する場合は10年以内になります。
(注5) ご融資後1年ごとに、直近決算の業績に応じた利率 (0.50～3.95%、いずれも年利) が適用されます。
(注6) 生活衛生貸付については、クリーニング取次業に業態転換した方のうち一定の要件に該当する方も対象となります。ただし一般貸付 (生活衛生貸付) および振興事業貸付の融資限度額は4,800万円です。

災害の影響を受けた方

ご利用いただける方	融資制度	融資限度額	ご返済期間
融資制度に定める災害により 直接被害または間接被害を受けた方	令和2年7月豪雨 特別貸付・ 令和6年能登半島地震 特別貸付	6,000万円 (各種融資制度に上乗せ)	設備資金：20年以内 運転資金：15年以内 (注1)
融資制度に定める災害により その他被害を受けた方		別枠 4,800万円 (注2)	
東日本大震災により 直接被害または間接被害を受けた方	東日本大震災 復興特別貸付	6,000万円 (各種融資制度に上乗せ)	設備資金：15年以内 運転資金：8年以内
東日本大震災により その他被害を受けた方		別枠 4,800万円 (注2)	

(注1) 直接被害または間接被害を受けた方は、適用する融資制度に定めるご返済期間が本制度のご返済期間より長い場合、当該ご返済期間が適用されます。

(注2) 振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方は、別枠5,700万円(運転資金のみ)となります。

商工会議所・商工会・生活衛生同業組合等の経営指導を受けている方

融資制度	融資限度額	ご返済期間	融資制度の特徴
マル経融資 (小規模事業者経営改善資金)	2,000万円 (注1)	10年以内 (注2)	無担保・無保証人
生活衛生改善貸付			

(注1) 災害の影響を受け、一定の要件に該当する方は、2,000万円+別枠1,000万円となります。

(注2) 令和6年能登半島地震等の影響を受け、一定の要件に該当する方は、別枠1,000万円の部分については運転資金が15年以内、設備資金が20年以内となります。

併用できる特例制度 (注1)

ご利用いただける方	特例制度	特例制度の特徴
新たに事業を始める方または事業開始後 税務申告を2期終えていない方	創業支援貸付利率特例制度	各種融資制度に定める利率から 0.65%低減 (注2)
従業員の賃上げを行う方	賃上げ貸付利率特例制度	各種融資制度に定める利率から 0.5%低減 (当初2年間)
経営者の保証を不要とする融資を希望される方 であって、一定の要件を満たす方	経営者保証免除特例制度	経営者の保証を免除 (各種融資制度に定める利率に0.1～0.3%上乗せ) (注3)

(注1) ご利用いただく融資制度によっては、併用できない場合がございます。

(注2) 雇用の拡大を図る場合は、各種融資制度に定める利率から0.9%低減となります。

(注3) 一定の要件に該当する方は、「上乗せなし」でご利用いただけます。

? 経営者保証についての Q & A

Q 無保証人での融資を利用している方の割合を教えてください。

A 事業資金融資全体の約7割^(※)と、多くの方に無保証人での融資をご利用いただいています。

(※) 令和6年度上半期実績 (件数)

Q 経営者保証免除特例制度は一定の利率が上乗せされるとのことですが、月の利息の差額はどのくらいになりますか。

A 上乗せ利率が0.2%の場合、ご融資金額100万円につき、当初の月間のお利息の差額は167円 (概算) となります。元金のご返済が進むにつれて、差額は小さくなっていきます。

各種融資制度について詳しく知りたい方は、
右の二次元コードからご確認ください。

融資制度の一覧
から探したい



事業内容や利用目的
から探したい



(注1) 各種融資制度には元金返済の据置期間を設けることも可能です。

2 各種融資制度のご利用にあたっては、一定の要件に該当することが必要です。

3 内容は令和7年4月1日時点のものです。

ご利用の手続き

ご相談

- 融資制度、お申込手続きなどのお問合せはチャットボットまたはお電話にて承っております。お気軽にご相談ください。 ※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

■事業資金お問合せチャット



お問合せ担当の“みちびくん”です！
融資に関しては、まずは私にご相談ください。
24時間365日承ります！

▼ご利用はこちら



■事業資金相談ダイヤル



0120-154-505

※音声ガイダンスの後に「1」を選択してください。
※受付時間は、平日9:00～19:00となります（国民生活事業）。

- 支店窓口でのご相談は、事前にご予約をお願いしております。（オンラインでのご相談も承っております。）

予約相談はこちら▶



お申込

- お申込はインターネット申込をご利用ください。

〈インターネット申込のポイント〉

▼インターネット申込はこちら



インターネット上で
完結します

来店・郵送に比べ
スピーディーに完結します

24時間365日
いつでもお手続き可能です

〈お申込に必要な書類（電子データ）〉

個人営業の方	☐ 最近2期分の申告決算書
法人営業の方	☐ 最近2期分の確定申告書・決算書（勘定科目明細書を含みます。） ☐ 最近の試算表（決算後6ヵ月以上経過している方または事業を始めたばかりで決算を終えていない方）
設備資金をお申込の方	☐ 見積書
生活衛生貸付をご利用になる方	☐ 都道府県知事の「推せん書」（設備資金の申込金額が500万円以下の場合には不要です。） ☐ 生活衛生同業組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」
はじめてご利用になる方	☐ 創業計画書（新たに事業を始める方または事業を開始して間もない方） ☐ 企業概要書 ※創業計画書をご提出いただく場合、企業概要書のご提出は不要です。 ☐ 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（法人営業の方） ☐ お客さま（法人の場合は代表者の方）の運転免許証（両面）、マイナンバーカード（表面のみ）またはパスポート（顔写真のページおよび現住所等の記載のあるページ） ☐ 許認可証（飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方）
電子契約サービスをはじめてご利用になる方	☐ 日本公庫電子契約サービス（国民生活事業）利用申込書 ☐ 送金先口座の預金通帳（表紙・見開き1ページ目） ※返済口座としてご利用中の預金口座を送金先とする場合、送金先口座の預金通帳のご提出は不要です。

※ExcelやPDF等の電子データをご準備ください。創業計画書や企業概要書などの各種書式は日本公庫ホームページからダウンロードいただけます。

※ご郵送によるお申込手続きをご希望の方は、上記書類とあわせて「借入申込書（国民生活事業用）」をご提出ください。

ご面談

- 資金のお使いみちや事業の状況（計画）などについてお話を伺います。ご面談の際は、営業状況（計画）や資産・負債がわかる書類などをご準備いただきます。
- 店舗や工場をお訪ねすることがございます。
- オンラインでのご面談も承っております。

ご融資

- ご融資の決定後、ご契約に必要な手続きをご案内いたします。
- ご契約手続きについては、日本公庫電子契約サービス（国民生活事業）をご利用ください。
- ご契約手続きの完了後、ご融資金を銀行等の金融機関の口座へ送金いたします。

電子契約サービス
はこちら▶



ご返済

- ご返済は原則として月賦払いです。

(注) 1 マル経融資（小規模事業者経営改善資金）、生活衛生改善貸付をはじめ、各種融資制度によっては手続きや添付していただく書類が異なる場合がございます。
2 商工会議所、商工会、生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターなどでもご相談を承っております。
3 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。



日本政策金融公庫は 事業を営むみなさまのための 政策金融機関です。

国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業の3事業がそれぞれ連携し、幅広いサービスを提供しています。国民生活事業では、小規模事業者や創業企業のみなさまへの事業資金融資のほか、お子さまの入学・在学を応援する「国の教育ローン」や、恩給・共済年金などを担保とするご融資もお取り扱いしています。

教育資金のご融資（国の教育ローン）

ご利用いただける方

ご融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収（所得）が次表の金額以内の方

お子さまの人数	世帯年収（所得）
1人	790万円以内（600万円以内） 左記金額を超えていても、一定の要件に該当すれば、990万円以内（790万円以内）まで緩和されます
2人	890万円以内（690万円以内）
3人	990万円以内（790万円以内）
4人	1,090万円以内（890万円以内）
5人以上	コールセンターにお問い合わせください

融資限度額

お子さまお1人につき
350万円

※以下のいずれかの資金の場合

- ・自宅外通学
- ・修業年限5年以上の大学（昼間部）
- ・大学院
- ・海外留学

お子さまお1人につき
450万円

ご返済期間

20年以内

- (注) 1 「お子さまの人数」とは、お申込みいただく方の世帯で扶養しているお子さまの人数をいいます。年齢、就学の有無は問いません。
2 世帯年収（所得）には、世帯主のほか、配偶者などの収入（所得）も含まれます。
3 年収は源泉徴収票の「支払金額」欄、所得は確定申告書の「所得金額の合計」欄をご確認ください。
4 今年の世帯年収（所得）が、上表の金額以内となる見込みのある方（一定の要件に該当する方を含みます。）は、ご利用いただける場合がございます。
5 一定の要件については、日本公庫ホームページをご確認いただくか、教育ローンコールセンターにお問い合わせください。
6 ご親族などでもご利用いただける場合がございます。
7 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

▼ホームページはこちら



教育ローンコールセンター



ハローコール **0570-008656**（※）または **03-5321-8656**（※）

受付時間 月～金 9:00～19:00（土日祝日、年末年始を除く。）

（※）無料通話、かけ放題プラン等の割引サービスの対象外

LINE 公式アカウントのご案内

「国の教育ローン」のお役立ち情報をお届けします。

▼ LINE ID検索

@jfc_kyoikulooan

▼友だち追加はこちら



恩給や共済年金などを担保とするご融資

ご利用いただける方

軍人恩給や援護年金などの支給を受けていて、恩給や共済年金を担保とするご融資を現在ご利用いただいていない方

融資限度額

250万円

（ただし、軍人恩給や援護年金などの年額の3年分以内になります。）

お使いみち

住宅などの資金や
事業資金

- (注) 1 令和2年の年金制度の法律改正により令和4年3月末をもって、軍人恩給や援護年金などを除き申込受付を終了しました。くわしくは日本公庫ホームページをご確認ください。
2 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

日本公庫ダイレクトアプリのご案内

各種お手続きが可能で、経営お役立ち情報などを提供している日本公庫ダイレクトがアプリでもっと身近に。ぜひ会員登録をお願いします。

▼詳細はこちら

- 生体認証でかんたんアクセス
- お取引状況をスマホで確認
- かんたん便利にお手続き



LINE公式アカウントのご案内

経営の「プラス」になる情報をお届けします。ぜひ「友だち追加」をお願いします。

▼友だち追加はこちら



▼ LINE ID検索

@jfc_kokumin



ご注意

当公庫と関係のない業者が「公庫と提携している」などと装って、ダイレクトメールや電話により融資を勧誘したり、あっせんを持ちかけたりする事例が発生しています。このような勧誘等には十分ご注意ください。



日本政策金融公庫

国民生活事業

■ 最寄りの支店

本誌に掲載されているコンテンツの無断転載・転用はお断りします。

（令和7年5月）